掛川市条例第９号

掛川市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２３日

掛川市長

（別紙）

掛川市印鑑条例の一部を改正する条例

掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（登録資格） 第２条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1)　（略） (2) 成年被後見人 （印鑑登録の抹消） 第12条　（略） ２　市長は、前項第４号、第７号の事由により印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録者にその旨を通知するものとする。	（登録資格） 第２条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1)　（略） (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。） （印鑑登録の抹消） 第12条　（略） ２　市長は、前項第３号、第４号及び第７号の事由により印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録者にその旨を通知するものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。